

診療録等の開示について

■当院では診療情報提供の一貫として、患者さま等の求めに応じ、診療録等の開示を求めることができます。

1. 診療録等の開示を求めることができる対象者

○個人情報保護法により、対象者は患者さま ご本人が原則 です。

患者さまご本人以外が申請される場合の対象者

1. 患者の皆様ご本人の法定代理人

ただし、満15歳以上の未成年者について、疾病の内容によっては患者さまご本人のみの申請を認めることができます。

2. 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人

3. 患者さまご本人から代理権を与えられたご親族及びこれに準ずる方

4. 患者さまご本人が成人であるが、判断能力に疑義がある場合、現実に患者さまご本人の世話をしているご親族及びこれに準ずる方

○患者さまご本人の意思が確認できず、不幸にも死亡された場合は、厳格な規定を設け審議の上、開示を行います。

2. 診療録等の開示申請方法

○総合受付にて、「診療記録の開示をしたい」とおっしゃってください。担当者が参り、申請手続きを行います。

身分証明書（運転免許証等）、ご本人以外の申請の場合、本人との関係が分かる書類（戸籍謄本等）をご準備ください。

3. 開示手数料

○件数1件につき、基本手数料300円 + 用紙1枚につき10円（ただし、30枚までは基本手数料に含まれます）

○画像データ CD-R 1枚につき、1100円（消費税込み）

※ご不明な点は、いつでもお問い合わせください。

診療支援課 診療情報管理室